

平成 29 年 3 月 10 日  
住宅局住宅生産課

## 既存住宅状況調査技術者講習の初登録 ～既存住宅の調査の担い手となる技術者育成に向けて～

国土交通省では、既存住宅状況調査技術者講習登録規程に基づき既存住宅状況調査技術者講習を初めて登録しましたので、お知らせいたします。

### 1. 概要

既存住宅状況調査技術者講習制度は、平成 29 年 2 月 3 日に公布・施行された既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 81 号）に基づき、一定の要件を満たす既存住宅の調査に関する講習を国土交通大臣が登録し、講習実施機関が講習を実施する制度です。

今般、既存住宅状況調査技術者講習登録規程第 2 条第 5 項の規定に基づき、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会の行う講習を既存住宅状況調査技術者講習として初めて登録しましたので、お知らせいたします。

今後、既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を進めることにより、宅地建物取引業法の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行予定）による建物状況調査（インスペクション）の活用促進や既存住宅売買瑕疵保険の活用等とあわせて、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備し、既存住宅流通市場の活性化を推進してまいります。

### 2. 登録を行った講習の概要

講習実施機関の名称：一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会

登録日：平成 29 年 3 月 10 日

### 3. その他

既存住宅状況調査技術者講習制度については、下記国土交通省HPに詳細を掲載しております。登録された既存住宅状況調査技術者講習の概要についてもこちらにて確認できます。

（参考）国土交通省HP「既存住宅状況調査技術者講習制度について」

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/kisonjutakuinspection.html>

#### <問い合わせ先>

住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 本田（内線 39-447） 吉原（内線 39-446）

代表電話：03-5253-8111（直通：03-5253-8942 F A X：03-5253-1629）